

処分基準

令和4年3月15日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の6第3項
処分の概要：教習用備付け銃に係る打刻命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法令の定め：銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条（打刻命令）
処分基準：銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の獣銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問い合わせ先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備考：